

テーマ:基金関係

【貸付事業資金】

平成29年11月14日

水産庁

貸付事業資金の概要

- 海外漁場の入漁確保等については、①政府が実施する漁業協力（ODA）に加え、②民間主体が実施する漁業協力（現地雇用を生み出す合弁会社の設立、相手国の漁業振興等に活用される入漁料、太平洋島嶼国共通の入漁条件等を決める地域漁業機関の活動の支援など）を通じて、良好な二国間関係を構築し、安定的に海外漁場を確保。
- 民間主体が実施する協力については、相手国の政策の急な変化や為替変動等のリスクがあるほか、漁場形成の状況により毎年の漁獲の多寡が変動するリスクがあることや途上国にある地域漁業機関の運営への不安から、民間金融機関による資金の調達は困難。
- このため、本貸付事業資金を造成し、民間主体が必要とする資金の貸付を実施。

1. 貸付対象者

- ① 本邦法人・本邦人
- ② 本邦法人・本法人の出資により設立された現地法人
- ③ 水産庁長官が指定する地域漁業機関

2. 貸付対象

- ① 現地合弁会社への出資・融資
- ② 地域漁業機関が実施する調査研究等
- ③ 海外漁場への入漁料

3. 資金の流れ



基金造成（国際漁業振興協力事業費補助金）
H10年度以降、基金造成の予算要求は行っていない

4. 基金の額

703億円（H29年3月末）
なお、これまで5回計204億円の国庫返納を行った。

平成18年度	11,233	百万円
平成22年度	5,092	百万円
平成23年度	2,000	百万円
平成24年度	897	百万円
平成25年度	1,200	百万円
計	20,422	百万円

5. これまでの貸付実績

事業開始以来、42か国・7地域・2地域漁業機関に対し、延べ549件の実績（H28年度末時点）

6. 基金設置団体の概要

国と民間の出資により相手国の水産業開発及び国際的な資源管理等への協力を通じて、漁場確保を図ることを目的とした海外漁業協力事業を民間ベースで行う財団法人として昭和48年に設立。以来、合弁企業設立等のための資金貸付事業及び途上国の要請に基づく技術協力事業などを実施している。平成24年4月1日付けで公益財団法人に移行した。

貸付実績

実績(平成26年度-28年度)

(単位:百万円)

実績及び残高	単位	26年度	27年度	28年度	29年度見込み
新規貸付 (下段:当初見込み)	金額	755	769	16,901	
	金額	14,918	23,690	28,078	24,349
差	金額	14,163	22,921	11,177	
当年度末基金残高	金額	18,445	23,002	12,281	
貸付残高	金額	51,828	47,271	57,992	

平成28年度における見込みと実績の差について

平成28年度 貸付見込み281億円 →実績169億円

○最も大きな要因は地域漁業機関に貸付予定だった70億円が、**同機関内部の手の遅れにより、29年度に繰越実施**されたこと。

○その他、合併企業への新たな設備投資3件、調査等技術協力2件、合併先が使用する漁船の購入1件が、入漁先国の経済状況の後退による治安の悪化などにより実施出来なくなった。

見込みの算出方法

○海外漁業協力財団は、**4月と9月の年2回融資期待調査を実施。**

○調査結果を基に、**経営状況や案件形成の状況、事業の将来性などをヒアリングで確認。更に、海外に派遣している専門家から事業実施予定先国の水産政策、政治状況等を収集し、精査。**

貸付事業資金の貸付状況

貸付の現状

	平成26年	平成27年	平成28年
年度末貸付残高合計	518 億円	473 億円	580 億円
漁業者	364 億円	319 億円	286 億円
地域漁業機関	154 億円	154億円	294億円

貸付先

- 貸付先は、漁業者、地域漁業機関。
- 貸付残高で見ると、漁業者と地域漁業機関はともに概ね5割。

漁業者への貸付

- 沿岸国は操業禁止区域の設定・拡大など外国漁船の操業を制約。漁業者は入漁料を払うほか、一部では**現地企業との合併会社を設立**することによって、**制約を回避し入漁を確保**。
- 合併会社の設立では**、多額の初期投資が必要なため、**資金の長期的な調達が必要**。現地通貨の調達も課題。
- 海外漁業協力財団では、**長期・固定金利(最長20年)で貸付**。平均貸付期間は**14年**。**外貨貸付も可能**。
- 民間金融機関ではこのような財団と同じ条件での貸付は困難**。

地域漁業機関への貸付

- 貸付を実施している地域漁業機関は、**太平洋島嶼国が構成する「フォーラム漁業機関(FFA)」**など、我が国漁船が**入漁している沿岸国が中心となって設立した機関**。
- FFAでは、**構成国共通の外国漁船の入漁条件等を決定**。
- FFAを対象とすることにより、**太平洋島嶼国の全体への信頼関係を構築することが、各構成国との交渉を有利に導く効果**。